

## 労働衛生管理における衛生管理者の役割

中元 健吾

日本ガイシ（株）人事部安全衛生グループ産業医

現在事業者が行う労働衛生対策としては大きく4つあり、基本的対策（労働衛生管理体制・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育・労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント）、職業性疾病予防対策（化学物質による健康障害防止対策・石綿による健康障害防止対策・粉じん障害防止対策・物理的因子による疾病、酸素欠乏症等の防止対策）、健康確保対策（健康の保持増進・過重労働における健康障害防止対策）、快適職場づくり対策（快適職場の形成促進）となっている。その労働衛生対策の中心的役割を担う職種としては、法的には総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等があり、最近の労働衛生の現況を考慮するとこれらの職種の重要性は増大傾向にある。

今回『労働衛生管理における衛生管理者の役割－産業医の立場から－』というテーマで衛生管理者と産業医について法的側面・企業が置かれている現状から比較検証し、今後の労働衛生管理における衛生管理者の役割とはどのようなものかを産業医の視点から述べたいと考える。